

子第1397号—1
令和2年12月11日

各市町村 保育担当課長 様
(指定都市・中核市除く)

千葉県健康福祉部子育て支援課長
(公印省略)

医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応に関する取扱いの徹底について（通知）

このことについて、令和2年12月10日付け事務連絡で厚生労働省子ども家庭局保育課から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、貴市町村管内の保育所及び認定こども園等に適切な対応を再度徹底していただくとともに、臨時休園や登園回避要請等を行う場合においても、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるを得ないような状況が発生しないよう、保育の提供の維持について御配意願います。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、県内保育施設においても、集団発生が確認されています。引き続き、施設における感染拡大の防止の徹底に留意くださいますよう、併せてお願ひします。

【担当】千葉県健康福祉部子育て支援課
認可・認定班 櫻井 並木
TEL: 043-223-3774 FAX: 043-222-9939
E-mail.: kosodate3@mz.pref.chiba.lg.jp



事務連絡

令和2年12月10日

各
都道府県
指定都市
中核市
保育主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応
に関する取扱いの徹底について

これまで、新型コロナウイルス感染症への対応については、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第七報）（令和2年9月15日現在）（令和2年9月15日事務連絡）（以下単に「Q&A」という。）」等により考え方をお示しするとともに、医療従事者等の子どもに対する保育所等の対応については、「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年4月17日事務連絡）」（別添）によりお示ししたところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、一部の地域では医療提供体制がひっ迫している状況であること等を踏まえ、特に留意いただきたい点を下記のとおり整理しました。

つきましては、管下の保育所等（都道府県におかれては管内市区町村）に対し、本事務連絡の内容を御了知いただくとともに、適切な対応を再度徹底していただくよう、周知をお願いします。

記

1 登園を避けるように要請する目安について

子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合や発熱等の症状がある場合には、当該子どもの保護者に対し、登園を避けるよう要請することとしているが、保護者の職業や勤務先の状況のみをもって、当該保護者の子どもを濃厚接触者に特定された子どもと同様の状況にあるとみなし、登園を避けるよう要請

することは適切な取扱いとはいえない。引き続き、市区町村や関係者等においては、医療従事者等の子どもに対する偏見や差別が生じないよう、十分配慮すること。（Q&A 問3・問6 関係）

2 医療従事者等の子どもの預かりが必要な者への対応について

感染した子どもが、症状が出ている状態で登園していたこと等により、臨時休園を行う場合や、市区町村の判断に基づき登園回避の要請等を行う場合においても、医療従事者等の子どもについては、保育の提供が必要な場合の対応として、代替保育の提供を検討いただくよう、各市区町村にお願いしているところ。（Q&A 問8 関係）

医療需要が増大していること等に鑑みて、子どもの預け先がなくなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるを得ないような状況が発生しないよう、引き続きこの対応を徹底すること。

3 医療従事者等の子どもの保育を提供する市町村の責務について

新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中にあっても、医療従事者をはじめ社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者の子どもを含む、保育所等における保育を必要とする者に必要な保育が提供されることは重要である。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項により、市区町村が保育の実施責任を負っていることを踏まえ、各市区町村においては、管内の保育所等を利用する子どもに対して、適切に保育を提供する体制が維持されるよう、引き続き、管内の保育所等への指導等を徹底すること。

（参考：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

問3 濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょう。

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、1m以内、15分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など发声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後 14 日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてください。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人ととの距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見は[こちら](#)をご覧ください。

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としています。（<https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf>）

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後 14 日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。

詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。

以上

○本件についての問合せ先

厚生労働省子ども家庭局保育課

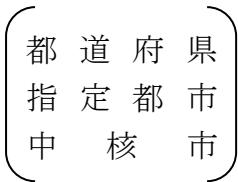
TEL : 03-5253-1111 (内線4853, 4854)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(別添)

事務連絡
令和2年4月17日

各  保育主管部（局）
指 定 都 市 地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応については、「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課、子育て支援課事務連絡。以下「令和2年4月7日付け事務連絡」という。）によりお示ししたところである。今後、国内の新型コロナウイルス感染症の患者の増加が見込まれることから、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者（医師、看護職員、臨床検査技師、臨床工学技士、薬剤師、保健所職員等）等の確保のため、保育所等における対応について以下のとおりとりまとめたため、貴職におかれでは十分御了知の上、貴管内の市区町村及び関係者等に対して周知し、遺漏のないよう配意願いたい。

記

1 保育所等における対応について

令和2年4月7日付け事務連絡において、市区町村等に対し、保育所等の規模を縮小して開所することや臨時休園等を行った場合であっても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討頂くようお願い申し上げたところであるが、医療需要が増大していること等

に鑑みて、子どもの預け先が無くなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるをえないような状況が発生しないよう、引き続きこの対応を徹底すること。

2 医療従事者等の子どもに対する預かりの拒否について

新型コロナウイルス感染症に係る対応において、医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されているところであるが、医療従事者等は、感染防御を十分にした上で、対策や治療にあたっている。新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者等の子どもに対する偏見や差別は断じて許されるものではなく、市区町村及び関係者等においては、このような偏見や差別が生じないよう十分配慮すること。

なお、保育所等における差別や偏見の禁止については、政府広報においても周知予定である。

以上



事務連絡

令和2年12月10日

各
都道府県
指定都市
中核市
保育主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応
に関する取扱いの徹底について

これまで、新型コロナウイルス感染症への対応については、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第七報）（令和2年9月15日現在）（令和2年9月15日事務連絡）（以下単に「Q&A」という。）」等により考え方をお示しするとともに、医療従事者等の子どもに対する保育所等の対応については、「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年4月17日事務連絡）」（別添）によりお示ししたところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、一部の地域では医療提供体制がひっ迫している状況であること等を踏まえ、特に留意いただきたい点を下記のとおり整理しました。

つきましては、管下の保育所等（都道府県におかれては管内市区町村）に対し、本事務連絡の内容を御了知いただくとともに、適切な対応を再度徹底していただくよう、周知をお願いします。

記

1 登園を避けるように要請する目安について

子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合や発熱等の症状がある場合には、当該子どもの保護者に対し、登園を避けるよう要請することとしているが、保護者の職業や勤務先の状況のみをもって、当該保護者の子どもを濃厚接触者に特定された子どもと同様の状況にあるとみなし、登園を避けるよう要請

することは適切な取扱いとはいえない。引き続き、市区町村や関係者等においては、医療従事者等の子どもに対する偏見や差別が生じないよう、十分配慮すること。（Q&A 問3・問6 関係）

2 医療従事者等の子どもの預かりが必要な者への対応について

感染した子どもが、症状が出ている状態で登園していたこと等により、臨時休園を行う場合や、市区町村の判断に基づき登園回避の要請等を行う場合においても、医療従事者等の子どもについては、保育の提供が必要な場合の対応として、代替保育の提供を検討いただくよう、各市区町村にお願いしているところ。（Q&A 問8 関係）

医療需要が増大していること等に鑑みて、子どもの預け先がなくなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるを得ないような状況が発生しないよう、引き続きこの対応を徹底すること。

3 医療従事者等の子どもの保育を提供する市町村の責務について

新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中にあっても、医療従事者をはじめ社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者の子どもを含む、保育所等における保育を必要とする者に必要な保育が提供されることは重要である。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項により、市区町村が保育の実施責任を負っていることを踏まえ、各市区町村においては、管内の保育所等を利用する子どもに対して、適切に保育を提供する体制が維持されるよう、引き続き、管内の保育所等への指導等を徹底すること。

（参考：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

問3 濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょう。

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、1m以内、15分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など发声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後 14 日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてください。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人ととの距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見は[こちら](#)をご覧ください。

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としています。（<https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf>）

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後 14 日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。

詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。

以上

○本件についての問合せ先

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4853, 4854)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(別添)

事務連絡
令和2年4月17日

各  保育主管部（局）
指 定 都 市 地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応については、「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課、子育て支援課事務連絡。以下「令和2年4月7日付け事務連絡」という。）によりお示ししたところである。今後、国内の新型コロナウイルス感染症の患者の増加が見込まれることから、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者（医師、看護職員、臨床検査技師、臨床工学技士、薬剤師、保健所職員等）等の確保のため、保育所等における対応について以下のとおりとりまとめたため、貴職におかれでは十分御了知の上、貴管内の市区町村及び関係者等に対して周知し、遺漏のないよう配意願いたい。

記

1 保育所等における対応について

令和2年4月7日付け事務連絡において、市区町村等に対し、保育所等の規模を縮小して開所することや臨時休園等を行った場合であっても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者等の子どもの預かりが必要な場合の対応について検討頂くようお願い申し上げたところであるが、医療需要が増大していること等

に鑑みて、子どもの預け先が無くなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるをえないような状況が発生しないよう、引き続きこの対応を徹底すること。

2 医療従事者等の子どもに対する預かりの拒否について

新型コロナウイルス感染症に係る対応において、医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されているところであるが、医療従事者等は、感染防御を十分にした上で、対策や治療にあたっている。新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者等の子どもに対する偏見や差別は断じて許されるものではなく、市区町村及び関係者等においては、このような偏見や差別が生じないよう十分配慮すること。

なお、保育所等における差別や偏見の禁止については、政府広報においても周知予定である。

以上